

## 学校法人鈴鹿享栄学園入学検定試験奨学生細則

〔平成26年4月1日  
制 定〕

(目的)

**第1条** この細則は、学校法人鈴鹿享栄学園奨学金規程（以下「規程」という。）第2条第1号の定めるところに基づき、鈴鹿享栄学園（以下「学園」という。）鈴鹿高等学校への入学試験において決定する奨学生に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(種類)

**第2条** 奨学生の種類は、次のとおりとする。

(1) 推薦入学試験及び特色選抜入学試験受験者を対象とした奨学生

① 学力奨学生

ア 奨学生A

イ 奨学生B

ウ 奨学生C

② クラブ奨学生（運動部）

ア 奨学生A

イ 奨学生B

ウ 奨学生C

③ クラブ奨学生（文化部）

ア 奨学生A

イ 奨学生B

ウ 奨学生C

④ 入学奨学生

①～③以外すべての入学生

(2) 一般入学試験受験者を対象とした奨学生

① 学力奨学生

ア 奨学生A

(申請書類)

**第3条** 奨学生を申請する者は、規程第5条に定める入学願書と併せ、次の各号に掲げる書類を学校長に提出するものとする。

(1) 推薦入学試験による奨学生

① 学力奨学生

在籍学校長の推薦書、在籍学校の調査書

- ② クラブ奨学生（運動部及び文化部）  
在籍学校長の推薦書、在籍学校の調査書、活動の記録

(2) 一般入学試験による奨学生

在籍学校の調査書

(奨学生の認定)

**第4条** 奨学生は、次の基準を満たした者とする。

- (1) 推薦入学試験及び特色選抜入学試験の調査書評定にかかる認定基準は、次のとおりとする。

① 学力奨学生

ア 奨学生A 調査書の評定が5教科 24 以上かつ9教科 40 以上の者

イ 奨学生B 調査書の評定が5教科 23 以上の者

ウ 奨学生C 調査書の評定が5教科 21 以上の者

② クラブ奨学生（運動部）

ア 奨学生A 調査書の評定が9教科 28 以上かつ運動能力が優れ、全国大会レベルに出場した者

イ 奨学生B 調査書の評定が9教科 27 以上かつ運動能力が優れ、東海大会レベルに出場した者

ウ 奨学生C 調査書の評定が9教科 27 以上かつ運動能力が優れ、県大会上位入賞した者

③ クラブ奨学生（文化部）

ア 奨学生A 調査書の評定が9教科 38 以上かつ文化的能力が優れ、全国大会レベルに出場した者

イ 奨学生B 調査書の評定が9教科 36 以上かつ文化的能力が優れ、東海大会レベルに出場した者

ウ 奨学生C 調査書の評定が9教科 34 以上かつ文化的能力が優れ、県大会上位入賞した者

④ 入学奨学生

①～③以外すべての入学生

- (2) 一般入学試験の認定基準は、次のとおりとする。

① 学力奨学生

ア 奨学生A 高等学校一般入学試験において成績優秀者として選抜した 100 名の者

(奨学生の審査及び決定)

**第5条** 奨学生の認定は、奨学金委員会及び常任理事会の審査を経て、理事長が行う。

なお、入学奨学生は、入学手続き完了とともに認定する。

(内定通知)

**第6条** 学校長は、推薦入学試験の奨学生内定者に対して、「内定通知」（様式第1号）により通知する。

2 前項の通知は、推薦入学試験の合否結果と併せて通知する。

**第7条** 学校長は、一般入学試験の奨学生内定者に対して、「内定通知」（様式第1号）により通知する。

2 前項の通知は、一般入学試験の合否結果と併せて通知する。

（奨学金の給付額）

**第8条** 学園は、奨学生に次のとおり奨学金を給付する（別表1）。ただし、授業料については、国の高等学校等就学支援金及び県の私立高等学校等授業料減免補助金、私立高等学校等入学金補助金等を利用した後の実質負担額を上限として、支給するものとする。

(1) 奨学生Aの奨学生に給付する奨学金は、入学金、施設維持費、授業料及び教育充実費の全額とする。

(2) 奨学生Bの奨学生に給付する奨学金は、入学金、施設維持費の全額、授業料及び教育充実費の半額とする。

(3) 奨学生Cの奨学生に給付する奨学金は、入学金、施設維持費の全額とする。

(4) 入学奨学生に給付する奨学金は、入学金の全額とする。

（奨学生の期間）

**第9条** 奨学生の期間は、次のとおりとする。ただし、正規の修業年限を限度とする。

2 学力奨学生及びクラブ奨学生のうち奨学生A及び奨学生Bについての受給期間は、原則として修業年限（3年間）とする。ただし、学年進級時には、奨学金委員会において審査を行い、奨学生更新認定を受けなければならない。

（奨学生の決定）

**第10条** 奨学生内定者は、本校の定める期日までに、「奨学生採用申込書」（様式第2号）を学校長に届け出なければならない。

2 学校長は、奨学生内定承諾者のうち、本校入学者を奨学生に決定することができる。

3 学校長は、奨学生採用が決定した者について、「奨学生決定通知書」（様式第3号）にて奨学生採用を通知するものとする。

4 給付額及び給付期間は、第8条及び第9条による。

（奨学生の内定の取消）

**第11条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、学校長は奨学生の内定を取り消すことができる。

(1) 本校の定める期日までに、指定の書類が提出されないとき

(2) 奨学生内定者の在籍する学校長からの申し出があるとき

(3) 奨学生採用申込書の記載事項が遵守されない恐れがあるとき

(4) その他、学校長が本校の奨学生にふさわしくないと認めたとき

- 2 前項第1号を除き、内定を取り消す場合には、奨学金委員会で判定し、学校長が決定するものとする。
- 3 学校長は、第1項第2号、第3号又は第4号に該当し、内定の取消が決定された者について、「奨学生内定取消通知書」(様式第4号)にて内定の取消を通知するものとする。

(奨学生の取消)

**第12号** 次の各号のいずれかに該当する場合には、学校長は奨学生を取り消すことができる。

- (1) 学力奨学生において、著しく学習に対する意欲が低下したと判断できる者
- (2) クラブ奨学生において、クラブを退部した者又はクラブ活動の意欲が著しく低下したと判断できる者
- (3) 謹慎等の教育的処置を受けた者
- (4) 休学・留学・退学等で本校に通学しなくなった者

(細則の改廃)

**第13条** この細則の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

#### 附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この細則は、平成28年1月7日から施行する。

#### 附 則

この細則は、平成28年1月21日から施行する。

#### 附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 奨学金支給額（第8条関係）

| 種類              |      | 入学金<br>(50,000円) | 施設維持費<br>(250,000円) | 授業料<br>(25,000円) | 教育充実費<br>(8,500円) | 期間  |
|-----------------|------|------------------|---------------------|------------------|-------------------|-----|
| 学力奨学生           | 奨学生A | 全額<br>50,000円    | 全額<br>250,000円      | 全額<br>25,000円    | 全額<br>8,500円      | 3年間 |
|                 | 奨学生B | 全額<br>50,000円    | 全額<br>250,000円      | 半額<br>12,500円    | 半額<br>4,250円      | 3年間 |
|                 | 奨学生C | 全額<br>50,000円    | 全額<br>250,000円      | —                | —                 | —   |
| クラブ奨学生<br>(運動部) | 奨学生A | 全額<br>50,000円    | 全額<br>250,000円      | 全額<br>25,000円    | 全額<br>8,500円      | 3年間 |
|                 | 奨学生B | 全額<br>50,000円    | 全額<br>250,000円      | 半額<br>12,500円    | 半額<br>4,250円      | 3年間 |
|                 | 奨学生C | 全額<br>50,000円    | 全額<br>250,000円      | —                | —                 | —   |
| クラブ奨学生<br>(文化部) | 奨学生A | 全額<br>50,000円    | 全額<br>250,000円      | 全額<br>25,000円    | 全額<br>8,500円      | 3年間 |
|                 | 奨学生B | 全額<br>50,000円    | 全額<br>250,000円      | 半額<br>12,500円    | 半額<br>4,250円      | 3年間 |
|                 | 奨学生C | 全額<br>50,000円    | 全額<br>250,000円      | —                | —                 | —   |
| 入学奨学金           | —    | 全額<br>50,000円    | —                   | —                | —                 | —   |

※奨学金は、高等学校等就学支援金、私立高等学校等授業料減免補助金、私立高等学校入学金補助金等を利用した後の実質負担額を上限として支給する。

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

受験番号

受験者名

様

鈴鹿高等学校

校長 ○○ ○○

奨学生について (内定通知)

あなたは、本校入学試験において極めて優秀な成績を修められましたので、  
○○奨学生○の候補として内定いたしましたことを通知します。

記

1. 奨学金 ○○奨学生○は、以下の授業料等相当額を奨学金として支給します。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 入学金   | 円   |
| (2) 施設維持費 | 円   |
| (3) 授業料   | 円/月 |
| (4) 教育充実費 | 円/月 |

2. 期 間 入学した日から○年間

- ※ 奨学生の申し込みについては、申込書の提出が必要です。  
提出期限 ○○年○月○日 ( )
- ※ 入学金及び施設維持費は、期日までに必ず納付してください。  
(入学後相当額を支給することになります。)
- ※ 奨学生についての詳細は、ご来校の際に説明します。

以 上

希望される方は、まず本校へご連絡ください。

鈴鹿高等学校 奨学生担当 ( )

TEL 059-378-0307

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

鈴鹿高等学校

校長 ○○ ○○ 様

申込者名

受験番号

保護者名

印

## 奨学生採用申込書

学校法人鈴鹿享栄学園奨学金規程及び学校法人鈴鹿享栄学園入学試験奨学生細則に同意しましたので、下記のとおり申し込みます。

記

\*○印をつけてください。

|         |              |  |      |  |  |
|---------|--------------|--|------|--|--|
| 奨学生の種類  | 学 力<br>奨学生   |  | 奨学生A |  |  |
|         |              |  | 奨学生B |  |  |
|         |              |  | 奨学生C |  |  |
|         | ク ラ ブ<br>奨学生 |  | 奨学生A |  |  |
|         |              |  | 奨学生B |  |  |
|         |              |  | 奨学生C |  |  |
| 生 年 月 日 | 年 月 日        |  | 性別   |  |  |
| 現 住 所   | 〒 ー          |  |      |  |  |
| 電 話 番 号 | ( ) ー        |  |      |  |  |

\*提出期限は○○年○月○日（○）です。

以 上

参考1（第3条関係） 入学試験奨学生細則抜粋

1 奨学生の内定後の手続き

内定者が、奨学生採用を希望する場合は、本校の定める期日までに、所定の様式を提出しなければなりません。

提出期限 年 月 日（ ）

提出先 鈴鹿高等学校 事務局

2 奨学生の内定の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、奨学生の内定を取り消しする場合があります。

- (1) 本校の定める期日までに、所定の様式の提出がないとき
- (2) その他、学校長が本校の奨学生にふさわしくないと認めたとき

3 奨学生の決定

(1) 申込書を提出した奨学生内定者は、本校に入学した時点で、学校長が奨学生に決定します。

(2) 奨学生の期間は、次のとおりとします。ただし、正規の修業年限を限度とします。

学力奨学生及びクラブ奨学生のうち奨学生A及び奨学生Bについての受給期間は、原則として修業年限（3年間）とします。ただし、学年進級時には、奨学金委員会において審査を行い、奨学生更新認定を受けなければなりません。

4 奨学金の支給方法

(1) 入学金、施設維持費は、奨学生の決定後30日以内に本人に銀行振込により支給します。

(2) 授業料、教育充実費は、奨学金相当額を学納金から減額することとなります。

ただし、授業料については、国の高等学校等就学支援金及び県の私立高等学校等授業料減免補助金、私立高等学校等入学金補助金等を利用した後の実質負担額を上限として支給するものとします。

5 奨学生の取り消し、停止

以下のいずれかに該当する場合は、奨学生の決定を取り消し又は停止する場合があります。

- (1) 学力奨学生において、著しく学習に対する意欲が低下したと判断できる者
- (2) クラブ奨学生において、クラブを退部した者又はクラブ活動の意欲が著しく低下したと判断できる者
- (3) 謹慎等の教育的処置を受けた者
- (4) 休学・留学・退学等で本校に通学しなくなった者

以上



様式第3号（第10条関係）

年 月 日

様  
(生徒名 )

鈴鹿高等学校  
校長 ○○ ○○

奨学生決定通知書

下記のとおり奨学生として決定いたしましたので通知します。

記

生徒名 学年 組

奨学生種類 ○○奨学生  
クラブ名

1. 支給額

入学金

施設維持費

授業料 (月額)

教育充実費 (月額)

2. 期間 年 月 日から

年 月 日まで (〇カ年)

以上

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

様  
(生徒名 )

鈴鹿高等学校  
校長 ○○ ○○

### 奨学生内定取消通知書

下記のとおり奨学生の取消を決定しましたので、通知します。

#### 記

生徒名 学年 組

奨学生種類 ○○奨学生  
クラブ名

1. 取消理由 奨学生規程 に該当

2. 取消年月日 年 月 日

年 月から、所定の学納金全額を徴収します。

以 上

参考2 (第12条関係)

|  |  |   |         |  |   |   |  |   |  |         |  |           |                 |  |
|--|--|---|---------|--|---|---|--|---|--|---------|--|-----------|-----------------|--|
| 年      月      日  |  |   |         |  |   |   |  |   |  |         |  |           |                 |  |
| 鈴鹿高等学校<br>校長 ○○ ○○ 様   |  |   |         |  |   |   |  |   |  |         |  |           |                 |  |
| 職名<br>名前                      ⑩  |  |   |         |  |   |   |  |   |  |         |  |           |                 |  |
| <b>奨 学 生 異 動 届</b>   |  |   |         |  |   |   |  |   |  |         |  |           |                 |  |
| 下記のとおり、届出します。  |  |   |         |  |   |   |  |   |  |         |  |           |                 |  |
| 記  |  |   |         |  |   |   |  |   |  |         |  |           |                 |  |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">奨学生の種類</td> <td style="padding: 5px;">○○奨学生 (クラブ名 )</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">奨 学 生 名</td> <td style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">組</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">異 動 理 由</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">発 生 年 月 日</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">年      月      日</td> </tr> </table> | 奨学生の種類   | ○○奨学生 (クラブ名 )   | 奨 学 生 名 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">組</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> |   | 年 |  | 組 |  | 異 動 理 由 |  | 発 生 年 月 日 | 年      月      日 |  |
| 奨学生の種類   | ○○奨学生 (クラブ名 )  |   |         |  |   |   |  |   |  |         |  |           |                 |  |
| 奨 学 生 名  | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">組</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> |   | 年       |  | 組 |   |  |   |  |         |  |           |                 |  |
|  | 年  |   | 組       |  |   |   |  |   |  |         |  |           |                 |  |
| 異 動 理 由  |  |   |         |  |   |   |  |   |  |         |  |           |                 |  |
| 発 生 年 月 日  | 年      月      日  |   |         |  |   |   |  |   |  |         |  |           |                 |  |
| 以 上  |  |   |         |  |   |   |  |   |  |         |  |           |                 |  |
| ※教務使用欄   |  |   |         |  |   |   |  |   |  |         |  |           |                 |  |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">奨学生の取扱</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 取消      (取消日      年      月      日)                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> その他      (                                  )                 </td> </tr> </table>   | 奨学生の取扱   | <input type="checkbox"/> 取消      (取消日      年      月      日) |         | <input type="checkbox"/> その他      (                                  )   |   |   |  |   |  |         |  |           |                 |  |
| 奨学生の取扱   | <input type="checkbox"/> 取消      (取消日      年      月      日)  |   |         |  |   |   |  |   |  |         |  |           |                 |  |
|  | <input type="checkbox"/> その他      (                                  )   |   |         |  |   |   |  |   |  |         |  |           |                 |  |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">学校長</td> <td style="width: 15%;">副校長</td> <td style="width: 15%;">教頭</td> <td style="width: 15%;">事務局長</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>  | 学校長  | 副校長   | 教頭      | 事務局長   |   |   |  |   |  |         |  |           |                 |  |
| 学校長  | 副校長  | 教頭  | 事務局長    |  |   |   |  |   |  |         |  |           |                 |  |
|  |  |   |         |  |   |   |  |   |  |         |  |           |                 |  |

学校法人鈴鹿享栄学園入学検定試験奨学生細則